

四国電力株式会社 伊方発電所
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「四国電力株式会社 伊方発電所」（以下「発電所」という。）に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和4年5月20日付け原子力発第22092号をもって申請。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：四国電力株式会社

代表者氏名：取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請日：令和4年5月20日

申請の理由：計量管理組織の変更に伴う変更

法令改正に伴う変更

使用済燃料ピット内保管新燃料の搬出経路追加に伴う変更

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

計量管理組織の変更に伴う変更

・原子力部及び伊方発電所の計量管理組織の変更

以下の法令改正に伴う変更

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

・国際規制物資の使用等に関する規則

使用済燃料ピット内保管新燃料の搬出経路追加に伴う変更

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 法令改正に伴う変更

(1) 法第68条第3項（立入検査関連）が削除（令和2年4月1日施行）されたことに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第1

2項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：第23条、第49条)

(2) 法第43条の3の15(施設定期検査)が削除(令和2年4月1日施行)されたことに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：第88条、別表5)

(3) 規則第7条第29項が改正(令和3年2月22日施行)されたことに伴い、核燃料物質の事故損失等に係る報告書の提出時期が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：別表9)

2. 計量管理組織の変更に伴う変更

(1) 計量管理組織の変更に伴い、使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理責任者への支援・指導の業務が原子力部発電管理部長及び核物質防護・工事GLから原子力部原子燃料サイクル部長及び燃料技術GLへ移管されること、並びに計量管理責任者が安全技術課長から原子燃料課長に変更されることに伴い、この移行が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：第5条、第53条、第78条、別図1)

3. 使用図に燃料ピット内保管新燃料の搬出経路追加に伴う変更

(1) 使用済燃料ピット内保管新燃料の搬出経路追加に伴い、この移行が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：別図2)